

企画競争実施の公示

令和 7 年 1 月 26 日
法務省証務局

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

証務事務の DX 推進に係る調査研究・概念的検証実験等委託業務

(2) 業務内容

法務省証務局では、所管する証務情報システム（以下「本システム」という。）について、令和 9 年度以降に予定する検索機能等の高度化及び AI 活用の本格導入を見据え、現行機能の課題分析及び生成 AI 技術の適用可能性の検証を行う必要がある。

本件は、将来的な証務事務の DX 化に資する技術の方策を検討するため、情報通信技術に関する高度な知識・企画力を有する者に対し、調査研究及び概念的検証実験等（以下「本業務」という。）を委託する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

2 参加資格要件

(1) 応募要件

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

ウ 品質管理体制について、本業務を遂行する組織又は提供サービスにおいて、ISO9001 基準若しくは CMMI レベル 3 以上の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。

エ 情報セキュリティ管理体制について、本業務を遂行する組織又は提供

サービスにおいて、ISO／IEC 27001情報セキュリティマネジメント（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証を取得していること又はこれと同水準と認められる情報セキュリティ管理体制を確立していること。

オ 下記(ア)ないし(イ)の条件に該当する情報システムの調査研究、PoC若しくは設計・開発・機能改修支援業務に従事した実績を有するとともに、下記(エ)の実績を有すること。又はこれに相当する能力を有すること。

- (ア) 複数の関係システムと連携する情報システム
- (イ) 政府機関、民間企業等における大規模基幹系情報システム
- (ウ) クラウドサービス上に構築している情報システム
- (エ) 生成AIを用いた業務改革（BPR）を推進した実績

カ 訟務事務及び本システムの概要を理解し、かつ、本業務において必要な知識を自己の負担により習得することができる。

キ 生成AIに係る国内外の最新動向や関連する政府ガイドラインへの理解を有し、調査研究成果に反映できること。

ク 本業務実施に当たって関係する事業者等と協力して円滑な作業を行うことが可能であること。

(2) 複数事業者による共同提案

ア 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する応募を行うこと。

イ 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。

また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

ウ 共同提案を構成する全ての事業者は、本応募への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。

エ 共同提案を構成する全ての事業者は、上記2(1)ウ及びエの公的な資格や認証等の取得を除く全ての応募条件を満たすこと。

(3) 応募制限

本業務を直接担当するデジタル統括アドバイザー又は法務省全体管理組

織（PMO）支援スタッフが、その現に属する又はその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する業者をいう。以下同じ。）ではないこと。

3 契約候補者の選定方法

本業務に係る企画競争説明書の別紙3別表「提案評価基準表」に基づき、企画競争参加資格審査に合格した応募者の企画提案書の評価を行い、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングの結果も踏まえた上で、最高得点の提案を行った者を契約候補者とする。

4 手続等

(1) 担当部局

法務省訟務局訟務企画課訟務調査室（担当 東方）

住所 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館12階

電話番号 03-3592-7078

E-mail shoumuchsousashitsu@moj.go.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時まで。

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に「訟務事務のDX推進に係る調査研究・概念的検証実験等委託業務に係る企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限必着で送付すること。

(3) 企画提案会の開催

企画提案書の内容を適切に評価するため、企画提案会（プレゼンテーション及びヒアリング）を令和8年1月下旬に開催する予定である。日時、場所（又は実施方法）、所要時間その他の詳細については、後日、提案者に対して別途通知する。

ア 提案者

企画提案会においては、原則として業務を受注した場合に実施責任者

となることを予定している者を出席させ、原則として当該者が主たる説明を行うこと。ただし、必要に応じて補足説明のための担当予定者が同席しても差し支えない。

イ 配布資料の作成

企画提案会の当日は、企画提案書の要点をまとめたサマリー（A4判20ページ以内）を5部作成し配布するとともに、同内容の電子データ（PDF又はPowerPointファイル）を上記(1)の担当宛てに提出すること。

(4) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

5 企画提案書の無効

上記2の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書又は企画競争説明書に従った内容でない企画提案書は無効とする。

6 その他

その他の詳細は、企画競争説明書及び仕様書による。